

月曜ゴールデン(TBS系列)「さすらいのプラチナワゴン〜歌手・美波丈太郎の事件簿〜」 市内でドラマ撮影！市民がエキストラで出演



西脇市出身の池田政之さん脚本、里見浩太郎さん主演

①



②



③



④



⑤



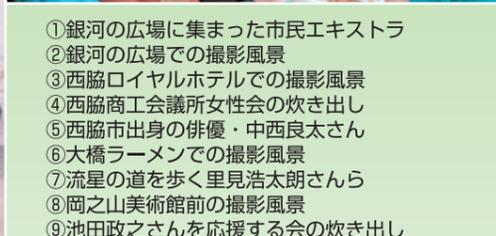
⑥



⑦



⑧



⑨

- ①銀河の広場に集まった市民エキストラ
- ②銀河の広場での撮影風景
- ③西脇ロイヤルホテルでの撮影風景
- ④西脇商工会議所女性会の炊き出し
- ⑤西脇市出身の俳優・中西良太さん
- ⑥大橋ラーメンでの撮影風景
- ⑦流星の道を歩く里見浩太郎さんら
- ⑧岡山美術館前の撮影風景
- ⑨池田政之さんを応援する会の炊き出し

里見浩太郎さんから 市民の皆さんへメッセージ

西脇市出身の池田政之さんが西脇を舞台に脚本を書かれました。このドラマは、美波丈太郎という男がイベントに来て歌うというのが狙いで、まちの協力がないと撮影できません。市をはじめ商工会議所、観光協会など多くの皆さんが協力してくださいました。私が歌うシーンには600人も市民が集まってくれました。とても歌いがいがありました。ホテルのパーティーの撮影にも華やかな衣装で参加いただき、楽しい雰囲気撮影が進められたと思います。食事に關しては、ボランティアの皆さんにカレーライスや焼きそば、おにぎり、おでんなどを作ってくださいました。特に寒い中での撮影だったので、温かいものを食べさせてもらい本当に嬉しかったです。助かりました。

西脇市を舞台に撮影したドラマですから、放送を楽しみにお待ちいただきたいと思えます。私が歌うシーンではカメラが皆さんの顔を撮っていますから、きっと多くの方が映っているでしょう。

■人間ドック・脳ドックの助成

ドック名		検査料金	助成金	
日帰り 人間ドック	西脇病院	Aコース	42,000円	
		Bコース (子宮がん 検診あり)	47,250円	
	大山病院	Aコース	39,900円	
		Bコース (子宮・乳がん 検診を選択)	47,250円	
日帰り 脳ドック	西脇病院	Aコース	35,700円	
		Bコース (血液検査 心電図あり)	40,950円	
	大山病院		31,500円	18,000円
	西脇病院 大山病院		68,250円	39,000円

- *人間ドックと脳ドックの両方を受診される場合は、どちらか一方のみ助成します。
- *後期高齢者医療保険の方は1泊2日の人間ドックの助成はありません。
- *病院へは、検査料金(総額)から助成金を差し引いた金額をお支払ください。

- ① 受診日で満35歳以上75歳未満の国保の加入者と後期高齢者医療保険の加入者
 - ② 助成の申請日からさかのぼって1年以上前から西脇市民の方
 - ③ 国民健康保険税の滞納がない世帯の方、後期高齢者医療保険料の滞納がない方
 - ④ 平成24年度に町ぐるみ・個別健診を受診しない方
 - ⑤ 健診結果データを西脇市に提供することに同意いただける方(市が医療機関からデータを受け取ります。)
- 助成申請ができる方は、次のすべての要件を満たす方です
- 助成金を受けるには：
病院でドックの予約後、市役所へ助成金の申請にお越しください。ドックの予約、検査項目の詳細は、各病院へお問合せください。
- ・西脇病院 ☎22・0111
・大山病院 ☎28・3773
- 申請に必要なもの
印鑑・保険証・ドック予約票

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ 人間ドック費用の一部を助成

外来受診での医療費が高額な方の窓口負担が変わります

入院時の窓口負担が高額になった場合、「限度額適用認定証」を提示すると、自己負担限度額までのお支払いで済みます。

4月1日からは、通院時の窓口負担が高額になった場合にも、認定証を提示することで、一つの医療機関での1カ月の窓口負担が、下表の自己負担限度額までとなります。

通院時の1カ月の医療費の自己負担額が高額になる方は、「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

すでに認定証をお持ちの方は有効期限の7月31日まで使用できますので、交付申請は必要ありません。

※70歳以上(後期高齢者医療保険加入者を含む)で一般現役並み所得者の方は高齢受給者証や保険証で所得区分が確認できますので、限度額適用認定証の申請は必要ありません。

▼問合せ
市民課保険・医療担当
(市役所内線254・318)

■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 (過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合)
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円

※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額が600万円を超える世帯

■70歳以上(後期高齢者医療保険加入者を含む)の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円
現役並み所得者 (一定以上所得者)	3割	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (過去12か月間に、外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)

70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証をお送りしています

4月1日から、70〜74歳の方のうち現役並み所得者の方(3割負担)以外は医療機関での窓口負担が2割に引き上げられる予定でした。この改正が凍結され、来年3月31日まで1割に据え置かれます。

*8月に前年の所得をもとに再判定し、負担割合が変更になる場合があります。

また、70〜74歳の方の医療費が高額になった場合の自己負担限度額も4月1日から来年3月31日まで据え置かれます。

対象の方には、3月中に窓口負担の割合を「1割」に変更した新しい高齢受給者証をお送りしています。

4月以降に医療機関で受診される際には、窓口で国民健康保険被保険者証と一緒に今回お送りした高齢受給者証を必ず提出してください。

▼問合せ
市民課保険担当
(市役所内線254・318)